

四日市市職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第9号

四日市市職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市職員の旅費に関する条例施行規則（昭和38年四日市市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(路程の計算)</p> <p>第5条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に従い当該各号に掲げるものにより行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 陸路 <u>市長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程</u></p> <p>2 前項第3号の規定により陸路の路程を計算する場合には、<u>その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所</u>に最も近いものを起点とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(路程の計算)</p> <p>第5条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に従い当該各号に掲げるものにより行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 陸路 <u>郵便事業株式会社の調べに係る郵便線路</u>に掲げる路程</p> <p>2 前項第3号の規定により陸路の路程を計算する場合には、<u>郵便線路図に掲げる各市町村（都については各特別区）内における郵便局</u>で当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。</p> <p>3及び4 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務部人事課)